

第4部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり
～環境・危機管理分野～



自然環境の保全と活用

○貴重な自然環境

本市には平成 11（1999）年に「ラムサール条約」に登録された漫湖があり、クロツラヘラサギなど渡り鳥の渡来地となっています。また「瀬長島」は、大海原を望む貴重な自然資源であり、航空機を眺める名所になっているほか、その他「豊見城城址」周辺の丘陵地や「饒波川」などの河川沿いの水辺空間など貴重な自然環境も残されています。

しかし、近年の宅地化の進行などにより、地域に残る自然環境の喪失が懸念されており、その保全に努めて行く必要があります。

漫湖



クロツラヘラサギ



○身近な自然を活かした取組

本市には、人々が自然に親しみ、理解を深めることができる施設や環境があります。

漫湖周辺には、「漫湖水鳥・湿地センター」が設置されており、漫湖の生物や自然環境の学びの場として活用されているほか、近隣の小・中学校の総合学習に活用されています。

また、瀬長島には、市民のみならず、県民や観光客にとって身近に自然に親しむ海辺環境があります。

こうした自然環境の保全・活用を図るため、環境保全に配慮した公共事業や環境に関する様々なイベント、美化・緑化活動など市民参加型の取り組みが行われています。

都市化が進展する本市においては、環境保全の視点も持ち合わせることで、市民や来訪者が自然と親しみ、環境に対する意識を高める場として活用できるよう、市民・行政・関係機関などの連携・協働のもとで取り組んでいく必要があります。

漫湖水鳥・湿地センター



漫湖周辺の清掃活動



(1) 貴重な自然環境の保全

「ラムサール条約」に登録された漫湖や「饒波川」の周辺、「瀬長島」を始めとする水辺空間、史跡や斜面緑地が残る「豊見城城址」周辺など、本市に残る貴重な自然環境はうらおいのある都市景観を形成する重要な要素となっているため、市民や来訪者に憩いや安らぎを提供する資源として保全に努めるとともに、自然と共生する都市づくりを推進します。

市の実施する事業では、率先して環境保全を図るための工夫を行うとともに、民間開発については、市の土地利用計画や規定に基づき環境保全を啓発していきます。

水質汚濁や土壌汚染などに対する公害対策と連携し、下水道整備の充実と接続の促進、ごみの不法投棄の防止、環境調査や違反事業者への指導、パトロールなどの総合的な環境保全対策を推進します。

(2) 自然環境を活用した取組の充実

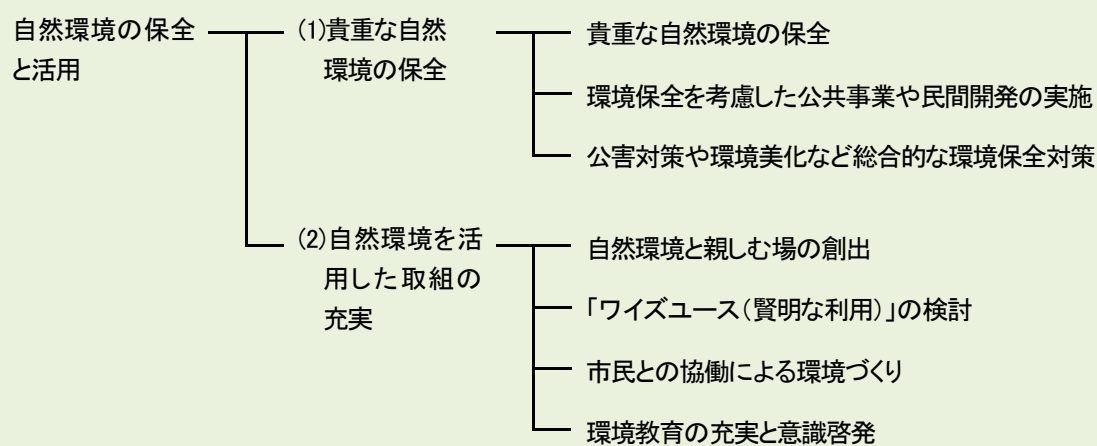
その価値を損なわないよう自然環境を保全しながら、市民や来訪者などが自然環境と親しめる場を創出し、自然環境と共生できる形での活用を図るとともに、ワイズユース（賢明な利用）※1の取り組みについても検討します。

こうした動きに加え、行政としても道路や公共公益施設などについて緑化を進めることで、人々の環境に対する意識を高める波及効果を生み出し、緑化運動や自然環境と親しむ活動を推進します。

環境に関する様々なイベントや美化・緑化活動など積極的な啓発活動を行い、市民との協働による緑化の推進を図ります。

また、教育機関と連携し、学校教育の場でも環境教育の充実を図ります。

施策の体系



目標指標		前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
国場川水系の水質(汚染度=BOD値)	長堂川	12.0mg/l	15.3mg/l以下	10.0mg/l以下
	饒波川	6.5mg/l	6.2mg/l以下	6.2mg/l以下
漫湖水鳥・湿地センターの利用者数		20,025人 (平成21年度)	32,302人	33,000人

【用語解説】

※1ワイズユース：ラムサール条約で提唱された考え方。ここでは湿地に限らず、生態系を維持しつつ、人類の利益のために持続的に利用すること

公害問題への対応

○騒音・振動の問題

本市是那覇空港に近接しており、航空機による騒音問題が大きな課題です。国の「住宅騒音防止対策事業」において「那覇空港周辺地域の国土交通省が定める区域」で一定の要件を満たす住宅所有者や居住者に対して、防音工事のための助成を行っています。

○水質汚濁の問題

水質汚濁の改善策として、公共下水道や農業集落排水施設の整備推進と接続の促進、合併浄化槽^{※1}の導入促進を図っています。公共下水道や農業集落排水施設への接続や合併浄化槽の設置については、市の広報紙やホームページなどで啓発しています。

国場川水系（国場川本流・長堂川・饒波川）と豊見城西側水系（伊良波排水路・保栄茂川）について水質検査を実施しており、また、国場川水系沿いの7自治体で「国場川水系環境保全推進協議会」を設置し、環境保全対策を連携して推進しています。

今後も、生活排水の適正処理や事業所などからの排水に対する指導など、水質改善に向けた取組を継続していく必要があります。

○大気汚染の問題

野焼きは、「ダイオキシン類^{※2}」を発生させ、悪臭のほか、煤じんなどの大気汚染の原因となるおそれがあり、屋外での廃棄物の焼却行為や廃棄物焼却炉の使用は、法令により禁止されています。

また、沖縄県では3月から6月にかけて光化学オキシダントの濃度が高くなる傾向があり、大気汚染物質による健康への影響が懸念されています。

今後も、大気汚染を防止し、環境改善や市民の健康と安全を守るため、規準や法令に基づいた適切な監督や指導を継続していくとともに、健康への影響が懸念される場合には、市民への情報提供の取組が必要です。

○悪臭の問題

悪臭は大気汚染と同一発生源の場合が多く野焼きや畜舎、肥料、農薬散布などに関するものがみられます。「悪臭防止法」に基づいて、悪臭を防止する必要があると認める地域（規制地域）内にある工場、その他の事業所の事業活動によって発生する悪臭について、規制基準による規制と指導を実施しており、今後も継続した取組が必要です。

○土壌汚染の問題

土壌汚染は、農業用水や河川の汚染を招くおそれがあることから、野焼きや産業廃棄物の不法投棄などにより、「ダイオキシン類」を含む有害物質による土壌汚染につながらないように今後も留意が必要です。

【用語解説】

※1 合併浄化槽：尿尿と併せて生活雑排水を処理する設備、単独浄化槽は尿尿のみを処理する設備

※2 ダイオキシン類：塩素を含む物質の不完全燃焼などで発生する有毒物質

(1) 騒音・振動対策

航空機騒音や自動車騒音に対して、観測を継続し監視体制の強化に努めます。

自動車における騒音・振動に対しては、長期的視点に立った幹線道路網や渋滞箇所の整備なども含めた総合的な対策を実施・検討します。

工場や事業所などから生じる騒音・振動に対しては、個々に改善要請や指導を行います。また、航空機騒音に対する改善要請を行います。

(2) 水質汚濁対策

公共下水道や農業集落排水施設整備の推進と接続促進、合併浄化槽の導入促進など、地域特性を踏まえた生活排水の適正処理に努めます。

また、畜舎や工場などからの排水については、監視体制や指導を継続・強化します。

周辺市町と連携し、「国場川水系環境保全推進協議会」を中心とした国場川水系などの水質改善に取り組みます。

(3) 大気汚染対策

「野焼き」や特定施設などからの汚染物質の排出に対しては、広報などを通じた市民・事業者の意識啓発に努めるとともに、監視と指導を継続・強化します。

自動車交通による大気汚染対策として、騒音・振動対策と同様に、総合的な対策を実施・検討します。

関係機関と連携し、大気汚染に関する各種マニュアルに基づいて、市民へ情報の提供・発信の充実に努めます。

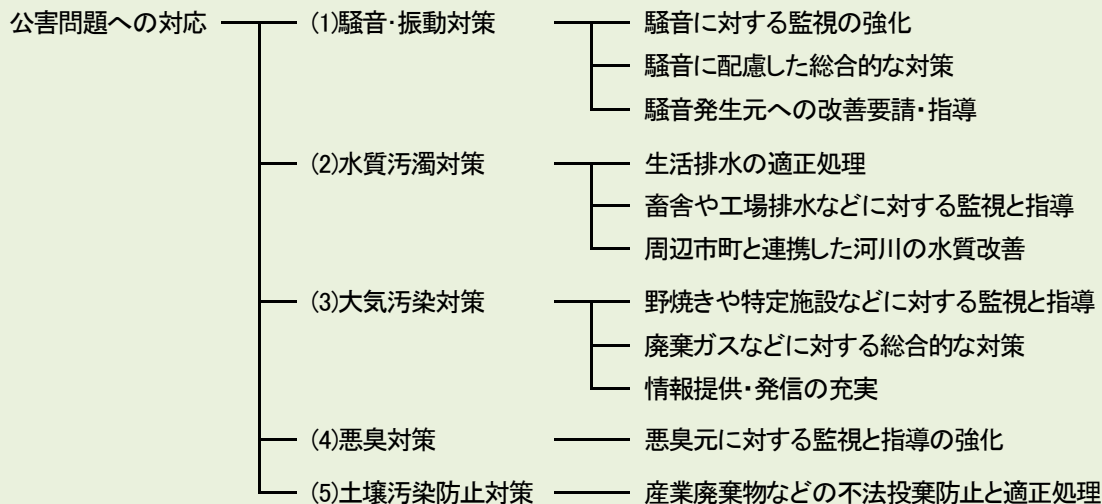
(4) 悪臭対策

悪臭対策には、調査のうえ迅速に対応していきます。特に苦情の多い畜舎などに対しては、環境改善の指導を継続・強化します。

(5) 土壌汚染防止対策

産業廃棄物の不法投棄などを未然に防ぐため、監視の充実に努めるとともに、関係機関との連携による廃棄物の適正処理を図っていきます。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
騒音苦情件数	11件 (H21年度)	12件	7件
水質汚濁苦情件数	10件 (H21年度)	5件	3件
悪臭苦情件数	44件 (H21年度)	29件	11件

〇ごみの減量化と広域連携

本市のごみは糸満市にある「糸・豊環境美化センター」へ収集され、可燃物は焼却（約 40.5 t / 日）、不燃物のうちカン類はプレス処理後に資源化されています。粗大ごみについては破碎処理の後に資源物・可燃物・不燃物に分類し、焼却残さは最終処分場で埋め立て処理しています。

本市では、適正なごみ処理の継続とともに、環境負荷の軽減などをより一層推進するため、「豊見城市一般廃棄物処理基本計画」及び「豊見城市分別収集計画」を策定しました。今後、同計画に基づき、ごみの資源化や減量化を図っていく必要があります。

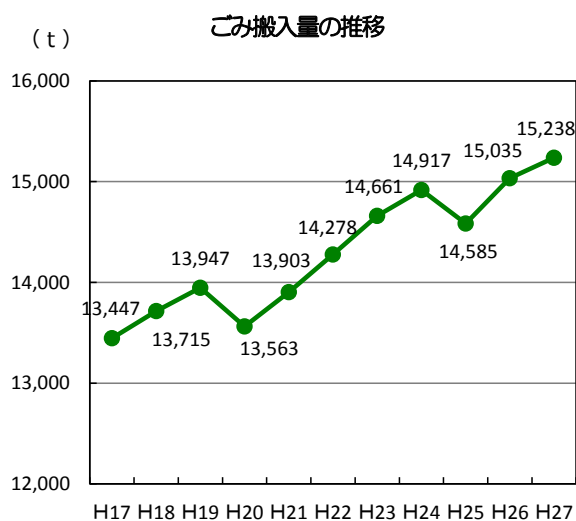
また、南部6市町では、最終処分場の建設とごみ処理施設の一元化に向けて取り組んでおり、引き続き周辺南部6市町との広域的な取組が必要です。

〇環境美化活動の取組

瀬長島では、利用者などから発生する一般ごみと、不法投棄された家電などの回収やパトロールを定期的実施しており、ボランティアとの連携で効果をあげています。その他、環境美化活動として「漫湖チュラカーギ作戦」、「まるごと沖縄クリーンビーチ豊崎」、「豊崎干潟清掃活動」、「国場川水あしび」などといった活動も実施されています。

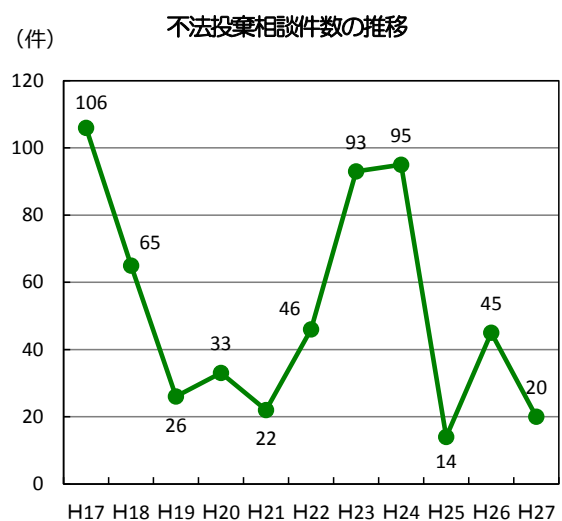
本市は、豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例を定め、投棄者への指導・勧告、不法投棄対策と不法投棄防止のための看板設置、広報宣伝活動などを実施しています。放置自転車対策として、放置者への指導・勧告を行っています。

このような、環境美化活動や不法投棄の防止については、今後も市民の協力のもと継続・充実していく必要があります。



※各年度とも3月31日現在

資料：生活環境課



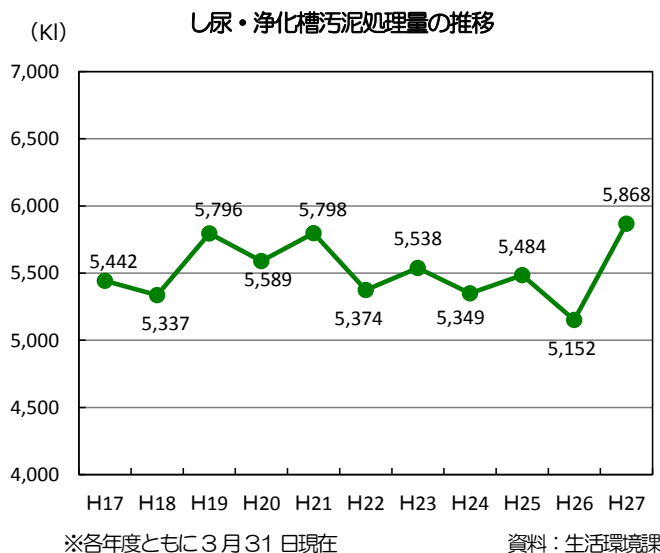
※各年度とも3月31日現在

資料：生活環境課

〇し尿処理の取組

本市のし尿処理は、糸満・豊見城清掃施設組合のし尿処理施設において実施しています。かつては単独浄化槽による処理が大半でしたが、公共下水道の整備の進捗とともに、公共下水道による放流処理の割合が増大しています。

今後も、環境衛生対策としては、適正なし尿処理に継続して取り組んでいく必要があります。



〇狂犬病・動物愛護意識・そ族昆虫・ハブ対策の状況

本市では豊見城市飼い犬条例を定めており、狂犬病予防対策、飼い主に対する飼い方の指導、放し飼い・徘徊犬の捕獲や登録、広報宣伝活動などを実施しています。また、所有者不明の動物などの死骸回収を、民間委託で実施しています。

最近では、ペットによる癒しが注目されるなか、不適切な飼い方や野良猫(捨て猫)への餌やりによる近隣トラブルなど、動物の飼育による様々な問題が発生しています。

そ族^{※1}昆虫駆除対策として、そ族昆虫駆除薬剤の散布、そ族昆虫対策に関わる指導、広報宣伝活動などを実施しています。

ハブ対策としては、ハブ捕獲器の設置や広報宣伝活動などを行っています。

〇公営墓地整備の推進

沖縄では、墓地に関して固有の習俗が根強く残っており、これまで個人墓を容認してきた経緯があります。

このため、個人墓が無計画に設置され、生活衛生、環境保全、景観などの様々な問題が生じています。また、今後の少子高齢化やライフスタイルの多様化などの社会状況が変化していくなかで、無縁墓地の増加など新たな問題を招くと考えられております。

このような状況のなか、墓地の問題を解決するために、地域の特性に応じた墓地施策の取組が必要となっています。

【用語解説】

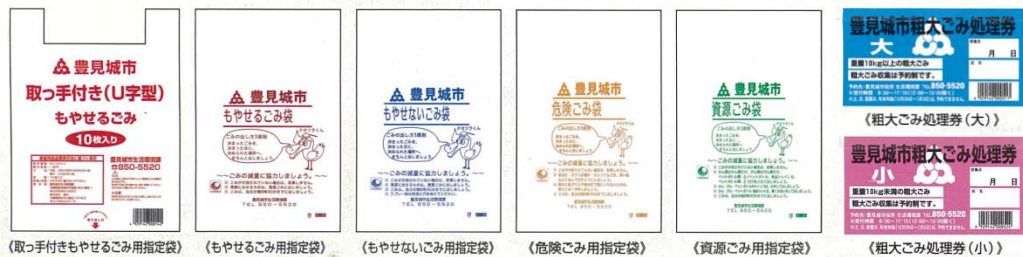
※1 そ族：病原菌を媒介するネズミ類

(1) ごみの資源化・減量化と適正処理

各家庭や事業者に対し、引き続きごみの分別の徹底や生ごみ処理機などの導入促進などを図るとともに、5R^{※2}によるごみ総量の削減と再資源化の啓発・促進、南部6市町による有機性廃棄物の資源化を図る堆肥施設などの整備についても検討します。

循環型社会の推進に向け、灰溶融炉によるごみ処理を行うことでごみの資源化を推進し、既存のごみ処理関連施設の適切な維持・管理と老朽化対策・延命化を講じるとともに、南部6市町による最終処分場の建設とごみ処理施設の一元化に向けた取り組みを推進します。

指定ごみ袋・粗大ごみ処理券



(2) 環境美化と不法投棄防止の推進

地域団体や事業者などとの連携を図り、瀬長島や漫湖河川敷などでの市民との協働による環境美化活動を継続・充実します。

ごみの不法投棄を防止するため、指導・勧告、看板設置、地域との連携・協力によるパトロールなどを実施するとともに、監視カメラを設置することで、防止策を強化します。放置自動車の防止についても、指導・勧告を継続実施します。

漫湖チュラカーギ作戦



国場川水あしび



(3) 適正なし尿処理

公共下水道処理区域や農業集落排水施設整備事業地区においては、整備を推進するとともに、これら施設への接続を促進します。また、接続が困難な区域や施設に対しては、浄化槽の設置についての啓発を行うとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽^{※3}への移行を促進します。

【用語解説】

※25R：必要ないものを断り（リフューズ）、ごみの発生を抑制し（リデュース）、製品等の再使用（リユース）に努め、壊れたものなどは修理・修繕（リペア）しながら使用し、資源として再生可能なものについては再生利用（リサイクル）を図る考え方

※3合併浄化槽：し尿と併せて生活雑排水を処理する設備、単独浄化槽はし尿のみを処理する設備

(4) 狂犬病・動物愛護意識の向上・そ族昆虫・ハブ対策等

豊見城市飼い犬条例に基づき、飼い主の責任と自覚を促すため、飼い方指導や飼い犬の登録を徹底します。狂犬病予防のため予防接種の推進、徘徊犬の保護パトロールの実施などにより、犬による事故の未然防止に努めます。また、飼い主のマナー向上などを図るため、ペットの適正飼育の指導を行うとともに、広報紙などによる「正しいペットの飼い方」の周知に努めます。

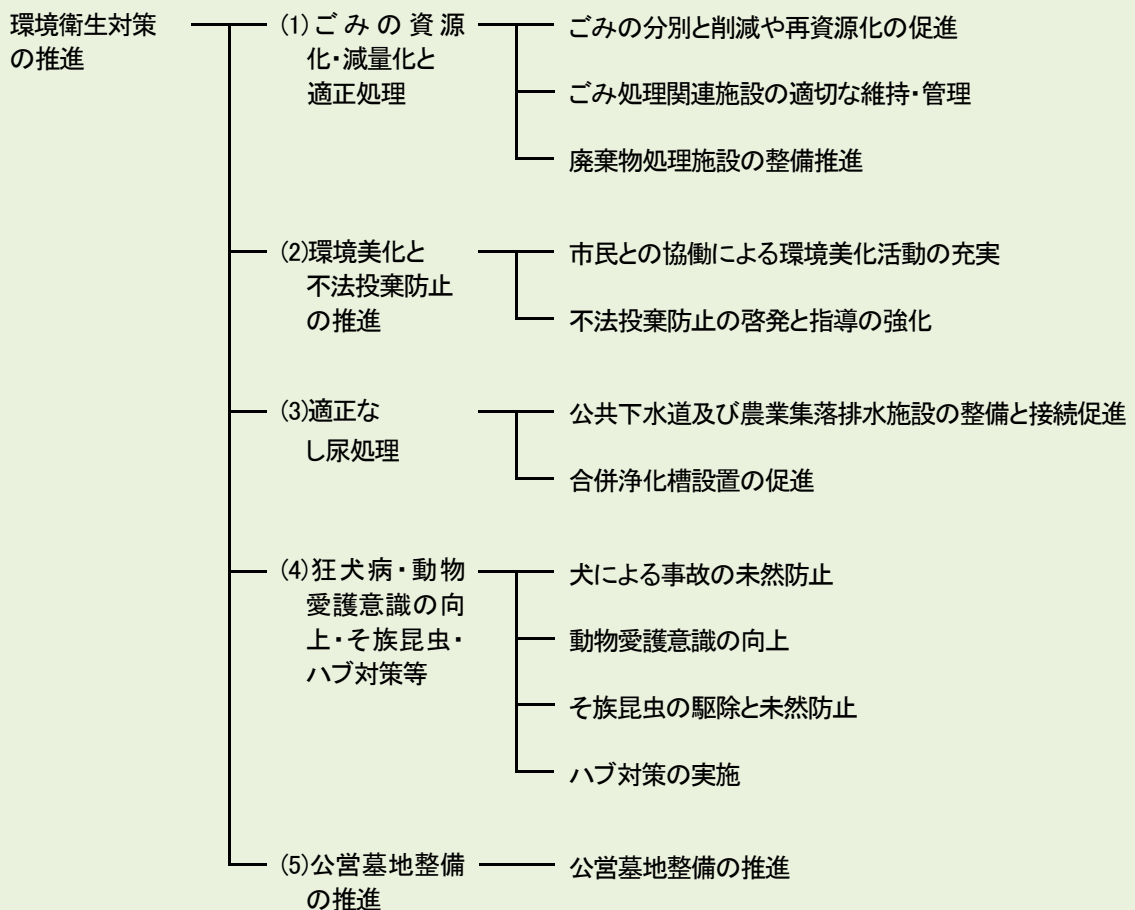
そ族昆虫の発生を防ぎ、伝染病などの未然防止を図るため、その温床となる空き家や空地の所有者に対する管理の要請・指導、駆除の支援や指導など実施していきます。

ハブ対策については、ハブ捕獲器の設置や広報宣伝活動などを継続して推進します。

(5) 公営墓地整備の推進

公営墓地については、地域の需要を把握し、地域の土地利用方針に応じて適正立地や集約化を誘導するため、「豊見城市墓地基本計画」に基づき、必要とされる施設整備を推進します。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市民1人当たり1日のごみ排出量	773g/日/人 (H21年度)	670g/日/人	670g/日/人
不法投棄相談件数	22件 (H21年度)	20件	10件
単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え基数	2基 (H21年度)	0基	5基
狂犬病予防接種率	65.9%	67.9%	70%

第1節 環境共生のまちづくり

○環境関連対策に基づく環境対策

本市では、「豊見城市地球温暖化防止実行計画」を策定し、平成31（2019）年度までの6年間で、市の事務事業から排出される「温室効果ガス^{※1}」の総排出量を基準年度（平成25年度）比で6%減らすことを目標としています。

地球温暖化対策として、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする「温室効果ガス」の大幅削減が国際公約となるなか、本市でも「低炭素社会^{※2}」に向けた取組みによりその貢献に努めていく必要があり、エコカー^{※3}、省エネで環境にやさしいエコ住宅の普及など、市民の協力による環境負荷の軽減に継続的に取り組むことが求められています。

○環境に配慮したまちづくりの推進

環境負荷の低減に向けて、都市機能の集約など地域の特性に応じた拠点の形成や道路交通の円滑化、公共交通の利用促進などにより効率的で住みやすいまちづくりを進めていくという考え方があります。

本市でもこの考え方を基本に、都市構造の構築を図りつつ、緑化を推進するなど、環境に配慮したまちづくりが求められます。

○新エネルギーの活用検討

平成21（2009）年2月には、「豊見城市地域新エネルギービジョン」を策定しました。同計画に基づき、地球規模の課題を念頭に置きつつ、身近な取組みによる新エネルギーや新技術の、本市における導入可能性を検討しています。

温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度の温室効果ガス排出量	7,344 t-CO ₂ 平成25（2013）年度
期間	平成26（2014）年度 ～平成31（2019）年度
削減目標	基準年度から6%削減

資料：豊見城市地球温暖化防止実行計画

座安小学校太陽光発電設備



【用語解説】

※1 温室効果ガス：オゾン、二酸化炭素、メタンなど地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体

※2 低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会

※3 エコカー：電気自動車・ハイブリッドカーなど環境に優しい車

(1) 低炭素社会への取組推進

「低炭素社会」に向け、「豊見城市地球温暖化防止実行計画」に基づく取組みにより、その貢献に努めていくとともに、幅広い分野で施策を展開していきます。

エコカー導入については、市が率先導入を検討するとともに、市民や事業者への普及の促進に努めます。また、環境にやさしい住宅や建物の建築のため、エコ住宅普及の必要性や支援制度などの周知に努めるとともに、建物の壁面緑化・屋上緑化といった身近な取組手法の導入を促進します。

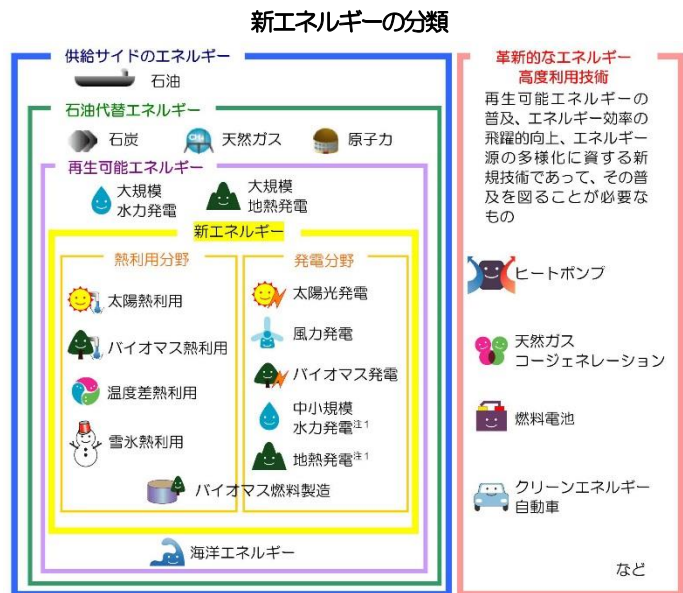
(2) 環境負荷を低減するまちづくり

都市機能の集約など地域の特性に応じた拠点の形成、過度な自動車利用の抑制と公共交通機関や自転車利用・徒歩移動への転換、緑地の保全・創出といった施策を、環境負荷を低減する観点から総合的に推進していきます。

街路樹や公園・緑地の整備など環境負荷の軽減に資する公共事業を進めます。

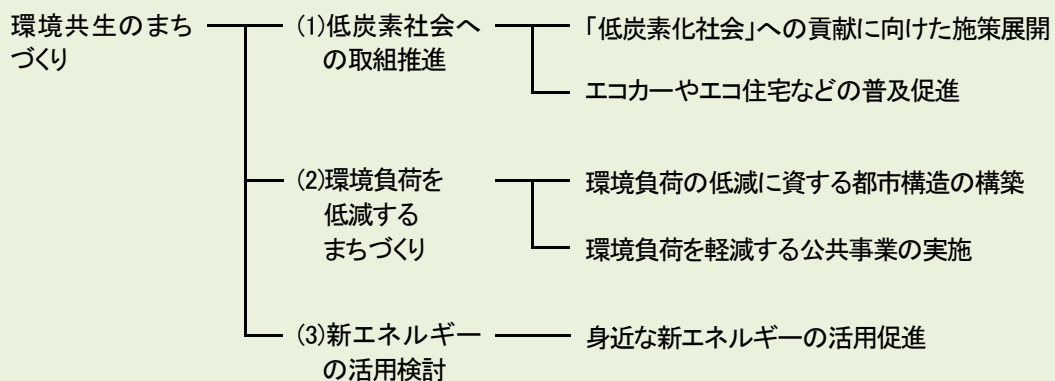
(3) 新エネルギーの活用検討

豊見城市地域新エネルギービジョンでの検討成果を踏まえ、本市では学校や公共施設における太陽光発電パネルの導入を進めるとともに、住宅用太陽光発電パネルの設置に対し助成することで、身近なところからの新エネルギーの活用に努めます。



資料：新エネルギーガイドブック 2008

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市の事務事業から排出される平成25年度比CO ₂ 総排出量削減量	—	0.492%増加	7%削減

○自然災害への対策

[台風]

沖縄県、そして本市は、台風の常襲地帯であり、古くから建物の構造への配慮や石垣などの塀の設置、防風・防潮林の育成などに努めてきたほか、堤防の整備などにより、被害を最小限に抑える取組を実施しています。

[大雨]

近年、地球温暖化などの影響により、ゲリラ豪雨をはじめ記録的な大雨による土砂崩れ、家屋への浸水、道路などの冠水、河川などの氾濫など甚大な災害へと発展する可能性が高まっています。本市では、大雨により平成17(2005)年及び19(2007)年に、我那覇、上田地区でそれぞれ傾斜地が崩落するなど、住民避難を伴う事態も発生しており、今後とも十分な備えと警戒が必要です。

[土砂災害の危険箇所]

近年は、宅地開発が市内至るところで進み、崖地の近辺にまで住宅が建設されることも多くみうけられ、土砂災害のリスクも高くなっています。

本市における土砂災害危険箇所は、平成29(2017)年3月31日現在で30箇所(土石流危険渓流箇所1箇所、地すべり危険箇所4箇所、急傾斜地崩壊危険箇所25箇所)あり、「土砂災害防止法」における「土砂災害警戒区域」指定も25箇所あります。

[地震・津波]

平成23年(2011)年3月に発生した東日本大震災は、沖縄本島地方にも津波警報が発表されており、海岸線と漁港をもつ本市では、津波対策への対応も重要な課題となります。

[その他災害]

その他災害には、高潮・火災・危険物が起因した災害など、様々なものがあります。

本市では、様々な自然災害に備え、都市基盤や建築物・構造物の整備・改良を図るとともに、災害時に安全で迅速な対応を行うため、災害に強いまちづくりを引き続き推進していくことが求められます。

○不発弾処理の問題

沖縄県は、沖縄戦時に激しい地上戦が展開されたことから、いまだに多くの不発弾が地中に残されているといわれます。本市でもこれまで不発弾が発見されており、豊見城市域防災計画に定められている体制と手順で適切に処理されています。

不発弾の処理に当たっては、市民が避難を余儀なくされる場合もあり関係機関と連携し、今後も市民の安全確保と適切な処理を行っていくことが重要です。

(1) 災害に強い都市構造の形成

台風や集中豪雨、大地震などの自然災害に強い都市構造の形成に向けて、道路・公園、上下水道などの都市基盤の整備・改善を図ります。

危険箇所からの施設や住宅地の分離、建物の適正な壁面後退、過密化の抑制など、計画的な土地利用の誘導を推進します。

また、避難・救援・延焼防止などの機能を持ち避難路や避難場所などにもなる公園及び小・中学校グラウンドや幹線道路の整備と改良を推進します。指定緊急避難場所（安全確保のための一時避難の場所）・指定避難所（避難生活を行う場所）への誘導については、豊見城市防災マップによるほか、避難路などに避難誘導標識の設置を行ないその充実に取り組みます。

(2) 災害に強い建築物・構造物の整備

学校などの避難所に指定されている公共施設における耐震性と耐火性の向上に努めます。

また、一刻を争う津波被害などから避難者らの安全を確保するため、民間ビルなどの「津波避難ビル」の指定を推進します。

さらに、橋梁・擁壁・護岸などの構造物についても、強度・耐震性を随時調査し、必要に応じ補強などの措置をとります。

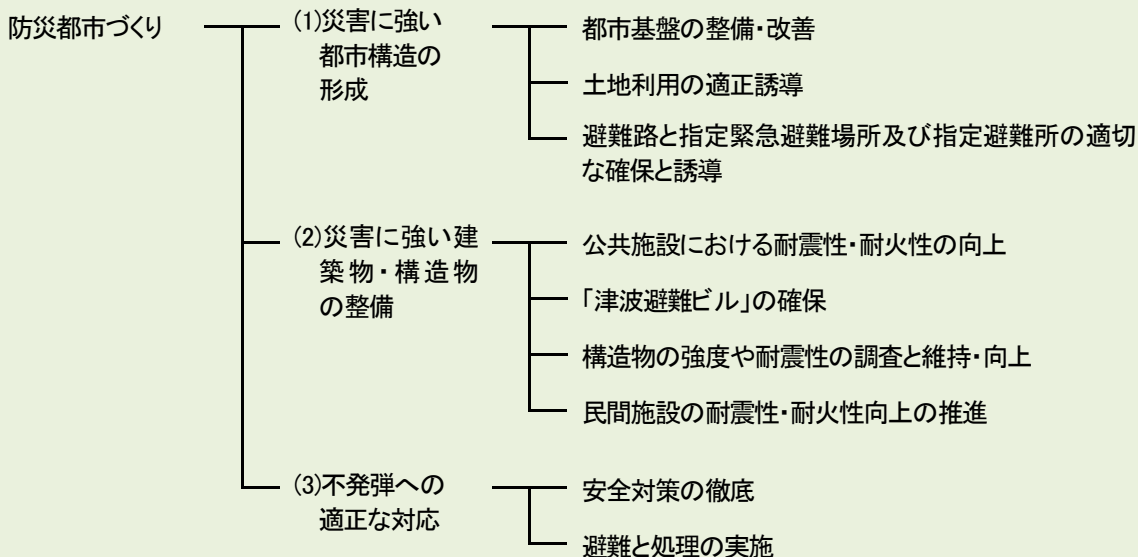
市内の建築物全体の耐震性・耐火性向上のため、関連情報の提供と啓発や耐震診断・改修の支援に努めます。

(3) 不発弾への適正な対応

残存している不発弾による事故を防止するため、県の広域探査発掘事業などの積極的な活用を図るとともに、工事の際の安全対策を徹底します。

不発弾処理が必要な際には、関係機関などと連携して、的確な避難と処理を行います。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
津波避難ビル指定数	—	11 箇所	該当ビルの調査などを踏まえ指定

第2節 防災体制の整備と国民保護への対応

現状と課題

〇地域防災計画に基づく防災体制

平成23年3月の東日本大震災をはじめ、近年は、これまで経験したことのないような台風、大雨及び土砂災害などの大規模な災害が発生しており、市民の防災意識は高くなっています。

本市では、防災体制の強化を図るため、「豊見城市地域防災計画」の見直しを行い、迅速かつ確実な防災情報の伝達・収集手段として「豊見城市防災情報通信設備」などの整備や防災訓練などを実施するとともに、防災関係機関との連携を図っています。

同計画に基づき、日頃から地域の防災を担う自主防災組織の育成及び支援、地域や市内事業所における防災関連の取り組み支援などの充実・強化が求められています。

〇国民保護計画に基づく有事への対応

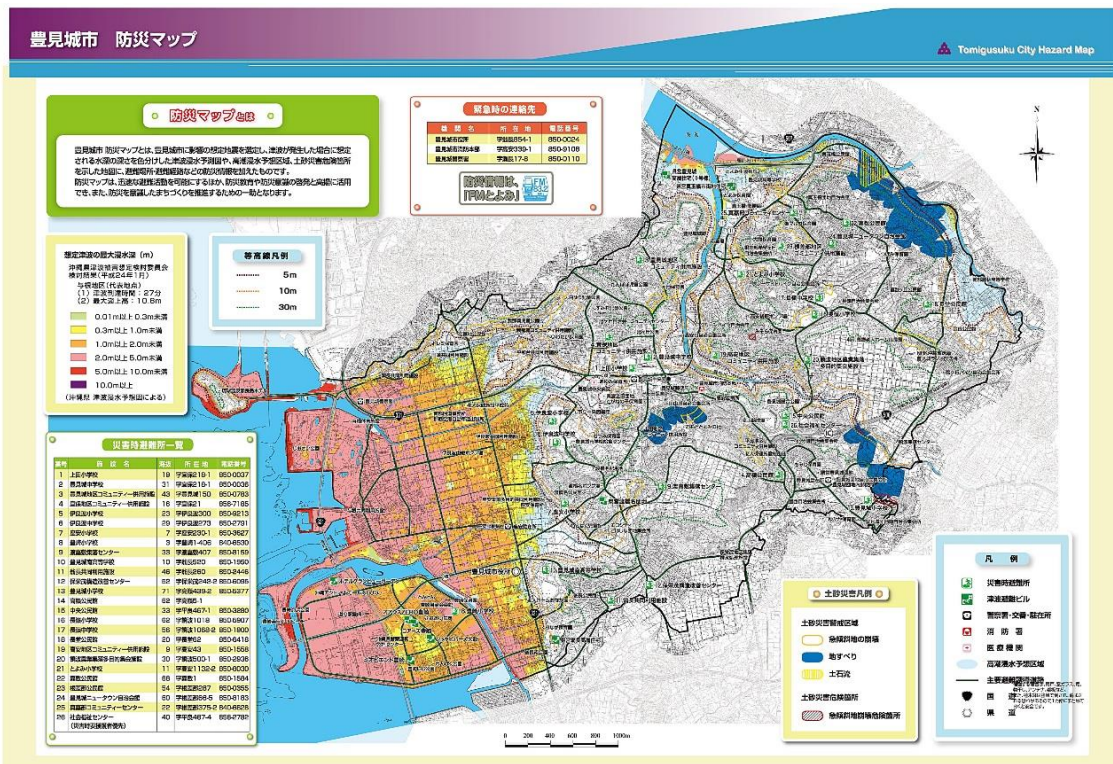
国は武力侵攻やテロリズムなどの有事に備える基本法制として、平成18(2006)年に「国民保護法(武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律)」を制定しました。

これを受け、本市でも「豊見城市国民保護計画」を平成19(2007)年に策定し、対象とする事態などの定義付けや体制の整備、国民保護に関する啓発や訓練などの実施、事態など発生時における避難誘導などの対応措置などを示しています。

同計画に基づき、市民や関連機関と協力し、有事の際の体制や対応などの備えをしておくことが必要となります。

豊見城市 防災マップ

平成25年3月作成



資料：総務課

(1) 行政の防災体制の充実

地域防災計画の適時見直しを行い、各種災害対策や防災体制の強化を図るとともに、各種マニュアルなどの策定に取り組んでいきます。

災害発生の周知・伝達をはじめ、災害発生後の避難誘導や関連情報の把握、減災を進める上での迅速かつ確実な情報の伝達・収集などのため、「豊見城市防災情報通信設備」やICT（情報通信技術）などの活用、体制の充実を図ります。

また、大規模災害などの発生を想定し、全市的な防災訓練などの充実を図ります。

防災備蓄食料などを備蓄するとともに、防災資機材の整備に努めます。

防災関係機関との連携強化を図り、日頃から情報交換などを実施します。

(2) 地域防災組織の充実支援

災害や防災関連の情報を収集・整理し、市の広報紙やホームページなどを活用した広報と啓発活動を実施します。

「自主防災組織」や防災ボランティアの組織化と育成強化を支援し、地域と行政の協働による防災体制の強化を図ります。

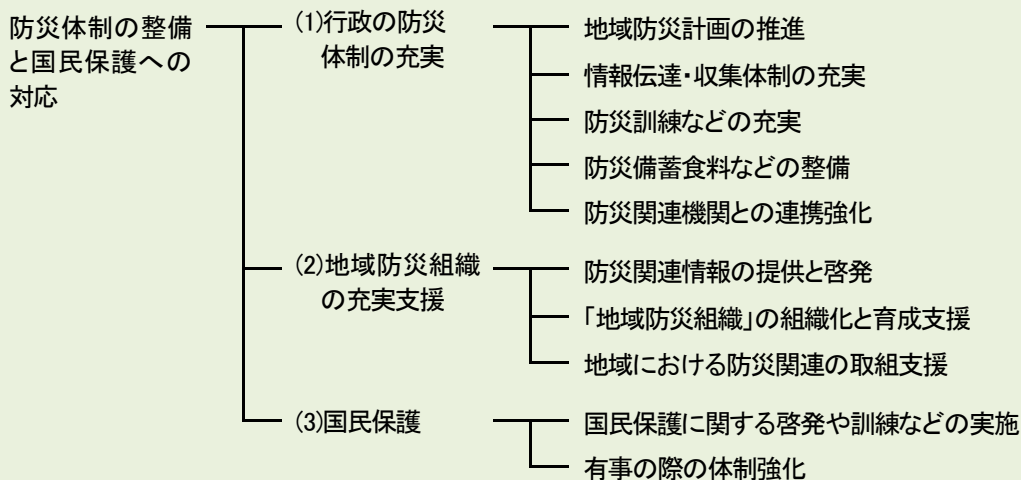
また、地域や事業者における防災訓練の実施支援や、危険箇所チェックのための「まち歩き」、地域の「ハザードマップ^{*1}」の作成支援なども検討します。

(3) 国民保護

有事の際に迅速・的確に対応するため、国民保護に関する正しい認識を深め、市民に対して各種啓発活動や訓練などの実施に努めます。

平素から関係機関などとの情報交換を実施するとともに、非常事態などの伝達や避難誘導などに効果を発揮する「Jアラート（全国瞬時警報システム）^{*2}」及び「豊見城市防災情報通信設備」などの活用、体制の充実を図ります。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
防災備蓄食料整備率	28.93%	60.57%	88.97%
自主防災組織数	0組織	6組織	20組織

【用語解説】

※1ハザードマップ：自然災害が予測される区域や避難場所、避難経路などの必要な情報を地図上に示したもの

※2 Jアラート（全国瞬時警報システム）：通信衛星と市町村の防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム

防犯体制の強化

現
状
と
課
題

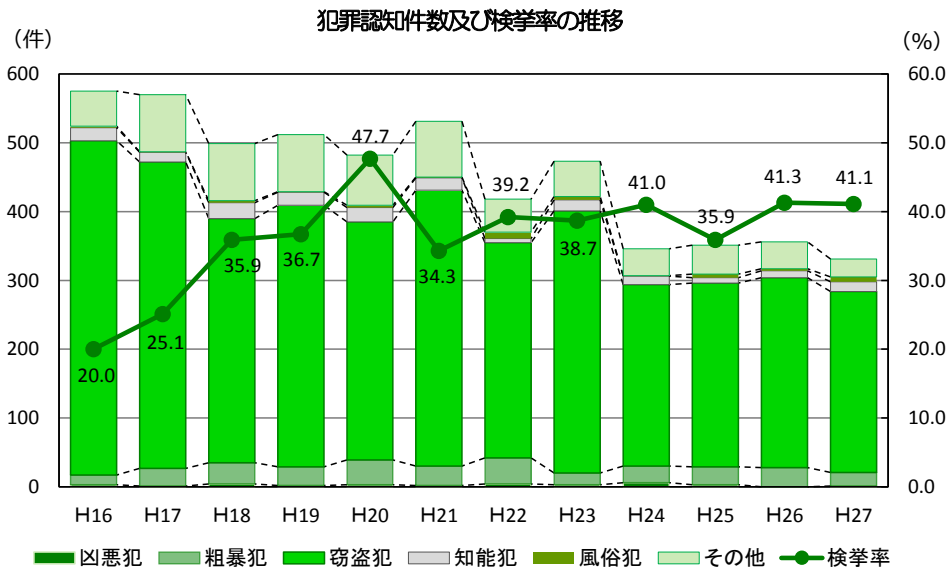
○地域の防犯体制の必要性

本市では、犯罪のない安全・安心な地域社会の実現を目指して、警察や小祿・豊見城地区防犯協会などによる防犯に向けた様々な啓発活動などが展開されており、地域では自主防犯ボランティア団体が組織されています。

一方、本市における犯罪認知件数(犯罪の発生が確認された件数)は、平成27(2015)年で331件あり、検挙率は40%程度で推移していることから、今後とも関係機関の連携を強化するとともに、地域による防犯活動を推進していくことが求められます。

○安全なまちづくりに向けて

地域や関係機関と連携して防犯灯の設置や死角の解消など、まちづくりの観点からも地域の安全性を向上させる取組みを引き続き推進していくことが必要です。



※各年ともに12月末現在

資料：犯罪白書

防犯啓発活動



全国地域安全運動出発式



(1) 地域の防犯体制づくりの充実

警察や小禄・豊見城地区防犯協会、教育機関など関係機関との連携・協力により防犯活動を展開します。また、地域づくりや教育、福祉施策などを総合的に推進し、犯罪の発生や青少年の非行を未然に防止する社会づくりに努めます。

地域住民による夜間巡回パトロールや防犯パトロール、声かけ運動、一戸一灯運動など、地域社会全体の取組で防犯のまちづくりを推進します。また、「地域防犯組織」の組織化・育成とその活動を支援します。

(2) 防犯に資するまちづくりの推進

地域や関係機関と連携して、犯罪防止及び事故防止のため防犯灯の設置や、死角の解消、空き家の把握、塀の生垣化など、防犯に資するまちづくりを推進します。

自主防犯ボランティア団体一覧

(平成29年2月現在)

豊見城自治会	エコシティとはしな自治会	豊見城地区万引き防止隊	上田小学校PTA
我羽隣自治会	瀬長自治会	豊見城市商工会青年部	とよみ小学校PTA
翁長自治会	嘉数ヶ丘自治会	FMとよみハッパ隊	豊見城小学校PTA
平良自治会	渡橋名団地自治会	沖縄県立豊見城高等学校	長嶺小学校PTA
高安自治会	渡橋名自治会	沖縄タイムス販売店 (豊見城タイムスマーまるパトロール隊)	伊良波小学校PTA
金良自治会	沖縄ヤクルト(株)豊見城センター (ヤクルト配達員防犯パトロール)	沖縄県立豊見城南高等学校	座安小学校PTA
長堂自治会	琉球新報豊見城販売店会 (琉球新報配達員防犯パトロール)	TOMITONみーまる パトロール隊	豊崎自治会青年部
嘉数自治会	豊見城郵便局 日本郵便豊見城支店 (郵便配達員防犯パトロール)	豊見城中学校親父の会	こども守り隊 (株九州電工沖縄支店)
真玉橋自治会	豊見城市シルバー人材センター	伊良波中学校おやじの会	県営真玉橋団地自治会
根差部自治会	桜山荘	豊見城団地青年会	豊崎幼稚園・小学校PTAC
豊見城団地自治会	那覇鋼材(株)	豊見城市青年連合会	タワーサイドハイツ自治会
平和台自治会	社会福祉法人おもと会 とよみの社	あやめの会	とみぐすく防犯パトロール ちいろば隊
桜ヶ丘ハイツ自治会	豊見城団地ボランティアサークル	長嶺中学校PTA	与根青年会
真玉橋団地自治会	瀬長成年パトロール隊	伊良波中学校PTA	
豊見城ニュータウン自治会	医療法人友愛会 豊見城中央病院	豊見城中学校PTA	

施策の体系

防犯体制の強化

(1)地域の防犯体制づくりの充実

関連機関と連携した防犯活動の展開

犯罪や青少年の非行を未然に防止する社会づくり

地域による防犯まちづくり活動の推進

「地域防犯組織」の組織化と育成支援

(2)防犯に資するまちづくりの推進

防犯に資するまちづくりの推進

目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
自主防犯ボランティア団体数	52	56	60

交通安全対策の推進

現状と課題

○交通環境の改善

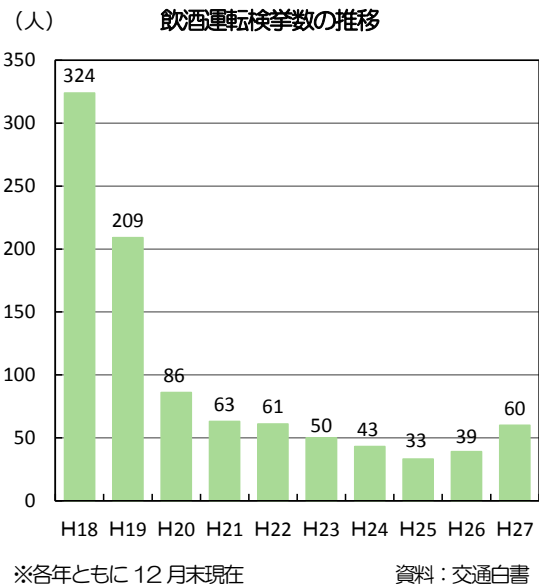
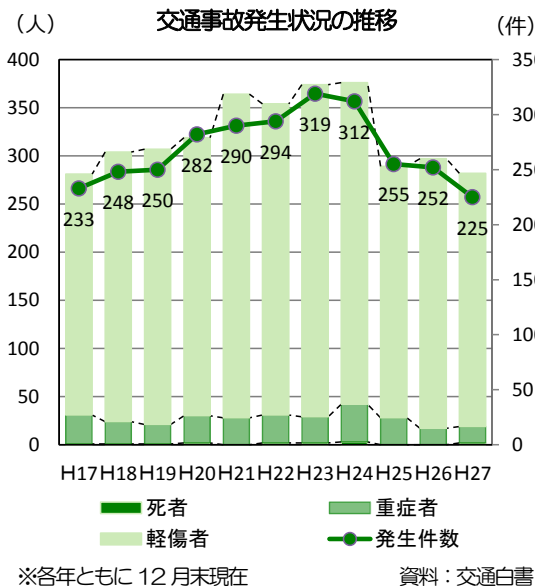
本市における交通事故の発生件数は、平成27(2015)年で225件、死傷者数は282人となっており、発生件数・死傷者数ともに減少傾向にあります。

まちづくりにおいては、交通事故を未然に防ぐための道路交通環境の改善が引き続き求められます。

○交通安全に対する意識啓発

沖縄県においては、飲酒運転根絶に向け平成21(2009)年10月に沖縄県飲酒運転根絶条例が施行されました。しかしながら、沖縄県は交通死亡事故に占める飲酒運転の割合が全国ワーストであり、本市における飲酒運転検挙数も増加しています。

交通事故防止に向けては、ハード整備などのまちづくりに加え、交通安全運動や教育などのソフト施策を関係機関と連携するとともに、市民の意識啓発を推進していくことが必要です。



飲酒運転根絶ロゴマーク



交通安全啓発



(1) 安全な道路交通環境の整備

国道や県道などの幹線道路においては、横断歩道や信号機、ガードレールの設置や除草清掃などを要請し、飛び出し事故や車の乗り上げ事故などの防止を図ります。

市道などの生活道路では、十分な幅員の確保や歩行者優先の標識の設置などを推進します。特に学校や福祉施設へ向かう道路については、必要に応じて「スクールゾーン」や「シルバーゾーン」の表示を進めるとともに、安心して歩行者が通行できる安全な歩行環境への整備・改良などを検討します。

また、交通事故の多発する交差点や見通しの悪い箇所、信号機や交通標識が見えづらい箇所などの交通上危険な箇所を把握するとともに、関係機関と連携してその改善に努めます。

(2) 交通安全活動の充実

警察や関係機関、地域の活動団体と連携した交通安全運動や、学校における交通安全教育の実施などを通し、交通ルールの遵守や交通マナーの向上について、その重要性を周知・啓発します。また、交通安全に資する交通環境の向上を図るという視点から、「ノーマイカーデー」の導入や公共交通の利便性向上などの公共交通の推進施策との連携に努めます。

豊見城市交通安全推進協議会と、その構成団体である豊見城地区交通安全協会、交通安全母の会などが行う様々な交通安全活動を支援します。

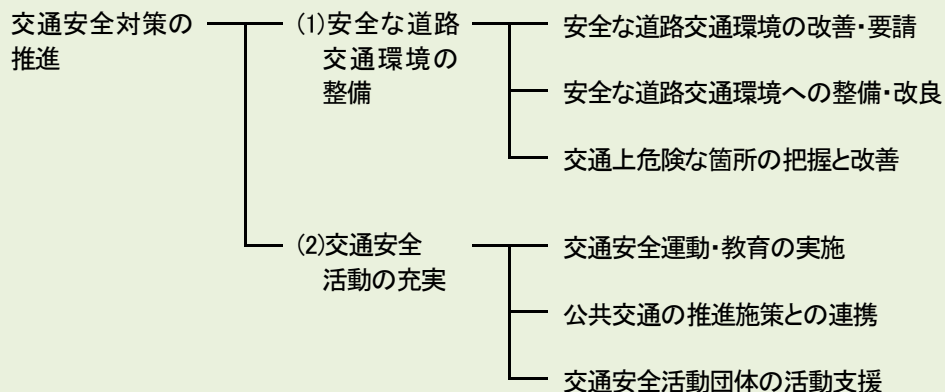
スクールゾーン



交通安全教室



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
交通死亡事故発生件数	2件/年	2件/年	0件/年

消防と救命救急体制の充実

○消防力の向上

火災は、年間 15 件程度発生しており、火災予防と迅速・適切な避難、消火体制の確立は重要です。

消防力の向上を図るため、平成 28(2016)年 4 月から「沖縄県消防指令センター」が本格運用を開始するとともに、適切な人材の確保及び育成と施設や資機材の維持管理、更新を実施しています。

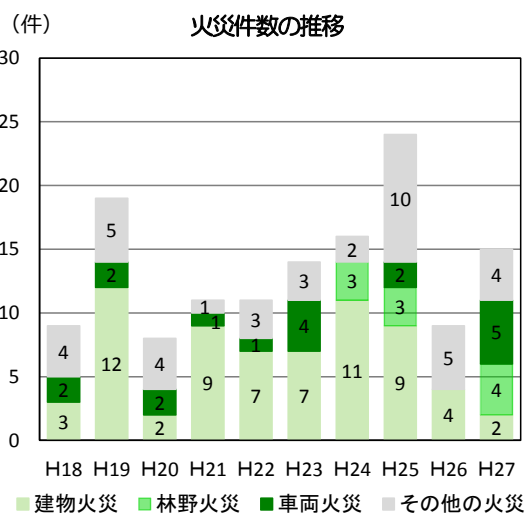
また、水道事業とあわせて消火栓などの消防水利の整備・充実を図るとともに、消防団や防火クラブなどの育成を図っています。

災害に強いまちづくりの施策と連携し、住宅への火災警報器や消火器の設置など、家庭における身近な火災予防の取組みや事業所などにおける消防訓練の取組みが必要となります。

○救急出動の状況

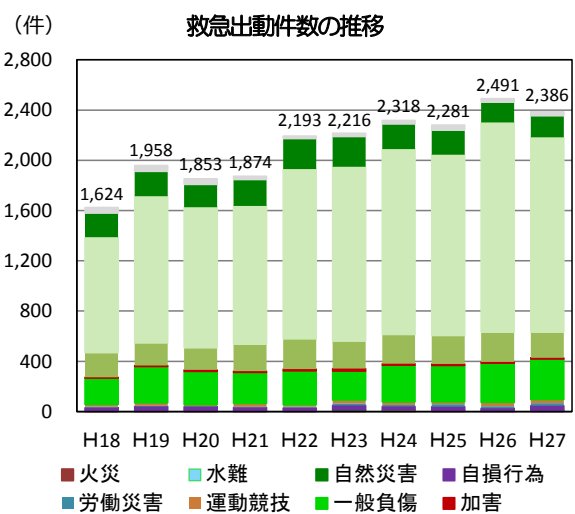
救急出動の件数は、平成 27 (2015) 年で 2,386 件と近年は増加傾向にあり、救急体制の整備とともに、不要不急な出動要請の自粛の呼びかけなどが必要となっています。

また、海浜や河川などの水難事故に対応するため、平成 25(2013)年には高度な資機材を積載した水難救助車を導入するとともに、年間を通じて水難救助訓練を実施しています。



※各年ともに 12 月末現在

資料：消防本部



※各年ともに 12 月末現在

資料：消防本部

○新型インフルエンザ等への対応

本市では、平成 25 (2013) 年度に、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置などを示した「豊見城市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症等が発生するおそれがある場合は、ホームページや広報紙などを通じた情報提供、注意喚起を行うとともに、国や県、医療機関などの関係機関と連携して、関連情報の収集・提供などの迅速・適切な対応をとる体制づくりが求められます。

(1) 消防力の向上と火災予防の推進

消防力向上のため、消防の広域化を含めた様々な方策を調査するとともに、「沖縄県消防指令センター」との連携・情報共有、施設や資機材の適正な維持管理と更新、人材育成と人員の適正化を図ります。

消火栓などの消防水利は継続して水道事業とあわせた整備・充実を図ります。

また、消防団や防火クラブなどの組織強化と活動の支援を行います。

「防火対象建築物」に対する予防査察と防火指導を実施するとともに、一戸建て住宅などにおける住宅用火災警報器の設置を促進します。

火災や火災予防の情報提供の充実と啓発を図るとともに、地域や学校、事業所などにおける消防訓練の実施を支援します。

(2) 救命救急体制の充実

救命率向上のため、高規格救急車（救急救命士の活動が可能な構造をもつ救急車）などの施設や資機材の適正な維持管理と更新に努めるとともに、救急隊員や救急救命士の技術向上を図り救急救命体制の充実に取り組みます。

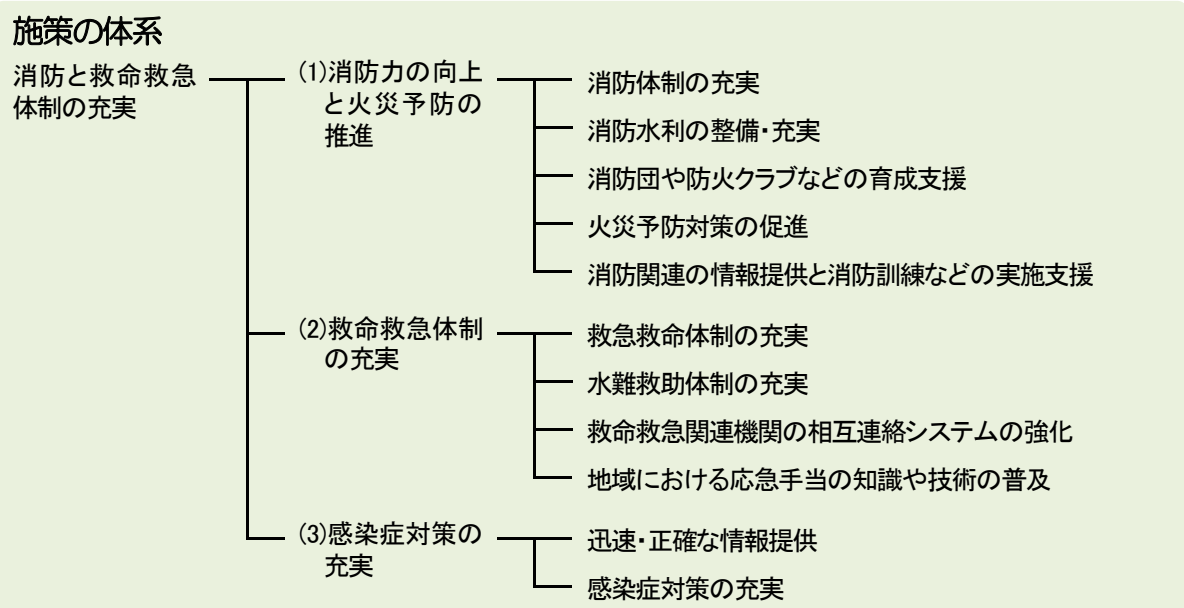
また、海浜や河川などの水難事故による救助体制の充実に取り組みます。

「沖縄県消防指令センター」との連携のもと、消防署・救急車・ドクターヘリ・ドクターカー、医療機関などの相互連絡を密にすることで、早期搬送と受入れ拒否の軽減を図ります。また、救命講習の開催などを通して、地域や学校、事業所などにおける応急手当の知識や技術の普及を図ります。

(3) 感染症対策の充実

新型インフルエンザをはじめとする感染症の流行情報の早期入手と、迅速・正確な情報の提供に努めます。

また、日本国内で新型インフルエンザなどの新たな感染症が発生するおそれがある場合は、予防接種などの適切な対応を実施するとともに、国や県、医療機関などの関係機関と連携した即応可能な体制づくりに努めます。



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
消防・救急の現場到着までの平均時間	5.85分/年	5.05分/年	5.05分/年
応急手当講習会開催数と受講者数	—	1,208人・62回	1,390人・71回
消防訓練など件数	128件	205件	250件

